

## 6つくば市教育大綱推進プロジェクト支援業務委託 仕様書

つくば市が委託する「6つくば市教育大綱推進プロジェクト支援業務委託」の概要は次のとおりとする。

### 1 業務の目的

つくば市では、「一人ひとりが幸せな人生を送ること」を最上位の目標とした「つくば市教育大綱」を、令和2年(2020年)3月1日に策定した。

この教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までのつくば市の教育、学術及び文化の振興に関する根本的な方針を定めたものであり、一人ひとりの違いが受容され、多様で豊かな個性が発揮される環境のもと、一人ひとりが自己実現でき社会力が育つことを目指し、知識の教え込みではなく「問いから始める学び」を進めることが記されている。また、教育大綱は令和6年度(2024年度)に令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までを対象としたものを新たに策定する予定であり、今後も5年ごとに策定をしていく。本プロジェクトでの教育大綱とは、現行の教育大綱だけでなく今後策定する教育大綱を含めたものとして記載をする。

本業務は、教育大綱で掲げられている理念の達成に向けて、つくば市立学校現場の課題、また、学校現場で働く教職員の課題について、その改善に向けた教育局での推進体制の見直しを含め、教育大綱の理念実現に向けた取組を加速する事業(以下、「教育大綱推進事業」という。)の運営を行うものである。

### 2 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の内容

#### (1) 教育大綱の理念の実現度評価・分析体制構築

現行のつくば市教育大綱の取組状況を整理・分析し、定量的、定性的に評価を行う。また、次年度以降、評価を教育局で継続的に実施できるような体制を構築できるよう提案する。

#### (2) 学校や教員への支援を行う教育局への助言、指導

教育局が学校の課題に寄り添いながら、教育大綱の理念実現に向けた支援を提供する上で、学校の自律・自己決定を尊重しつつ、学校現場での解決に向けた組織となるための推進体制の強化・再編の支援や助言を行う。また、教育大綱に基

づいたすべての教員が理解しておくべき方針を記載した令和7年度つくばの学び推進方針の作成に関して助言する。

### (3) 教育大綱啓発資料の作成

教育大綱の中には、保護者・地域・学校・行政がそれぞれの特性をいかし補完する関係性が重要であると記載されている。教育大綱の理念の実現のためには、教員や行政だけでなく、地域や保護者なども含む、社会全体で子供の育ちの場を支える必要があるため、教育大綱についてわかりやすく周知できる、児童生徒及び保護者向けの資料を作成する。また、周知方法についても提案する。

## 4 成果物

終了後、すべての内容を整理し、以下について提出すること。

- (1) 業務報告書 1部(A4判)
- (2) 業務報告書(概要版) 1部(A4判)
- (3) 令和7年度配布用教育大綱啓発資料 1部(A4判 4ページ程度)
- (4) 上記(1)、(2)、(3)にかかる電子データ 一式(PDF及び元データをDVDに保存したもの)
- (5) その他本業務の運営に関して作成した資料等(データをDVDに保存したもの)

## 5 報告及び検査

つくば市は、必要があると認めるときに、受託者に対して本業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査を行うことができるものとする。受託者は、つくば市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

## 6 連絡体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、これに伴い以下の要件を満たす体制を整備すること。

- ・「業務全般を統括する責任者」を配置すること。

## 7 留意事項

- (1) 本業務による事務に関して知り得た個人情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏えいは一切禁ずるものとする。

- (2) 本業務による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、つくば市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容及び実施の体系図、工程表、再委託先の概要、責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、委託者の了解を得なければならない。

### (2) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果品を、随時利用できるものとする。

### (3) 著作権等の権利関係への注意

受託者は、成果物の作成に当たり、第三者が権利を有する著作物(統計データや写真等)を使用する場合は、著作権や肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用負担を含む一切の手続きを行うものとする。

なお、本業務に関して、第三者との間で権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこととする。

### (4) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)やつくば市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

なお、本業務に関して、外部流出や不適切な取り扱い等によって第三者との間で紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理を行うこととする。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

特に、他自治体等からの業務委託の際などの機会に活用してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (6) 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切の処理をするものとする。

### 9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、監督職員の指示によることとする。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、監督職員と受託者は密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (3) 本業務の完了は、業務完了届及び成果品を提出し、完了検査に合格した時点とする。なお、業務完了後であっても成果品に不備、又は誤り等が発見された場合は、受託者の責任で速やかに手直し等の必要な措置を講じるものとする。

### 10 書類の整備

本業務に係る帳簿、支出証拠書類等を整備するとともに、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管する。

### 11 支払い

委託料の支払いは1回払いとし、令和6年度のそれぞれの業務完了後に、次表のとおり銀行振込の方法によって支払うものとする。

支払回数	請求月	支払月	支払上限額 (税込)	請求手続
1回	2025年 3月	2025年 4月	24,900,000円	2025年3月31日までに業務完了届を提出の上、請求すること。
合計			24,900,000円	

### 12 問合せ・納入先

- (1) 名称 つくば市教育局学び推進課
- (2) 住所 〒305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市役所4階

- (3) TEL 029-883-1111(内線4721)
- (4) FAX 029-868-7609
- (5) Email [edc020@city.tsukuba.lg.jp](mailto:edc020@city.tsukuba.lg.jp)